令和８年（フ）第２５１８号
愛知県瀬戸市西本町２丁目11番地　シーズンコート尾張瀬戸４Ｄ
債務者　伊藤　由佳
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５２６号
名古屋市南区元柴田西町１丁目１番地　柴田荘１棟801号
債務者　安藤　智幸
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５３３号
愛知県小牧市久保一色南２丁目72番地　ＲＥＶＩＶＡＬ久保一色101号
債務者　中島　敏也
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５４０号
名古屋市北区敷島町１番地　スカイハイム黒川302号
債務者　土屋みゆき
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５５９号
愛知県春日井市西山町1617番地４　市営道場山住宅Ｅ棟101号
債務者　大森　政彦
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５７５号
名古屋市昭和区桜山町２丁目48番地の１　ジュネコキアージュ桜山802号
債務者　馬場　利明
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６３７号
愛知県春日井市勝川町４丁目116番地　クレセントカーサⅡ102号
債務者　吉永　育代
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７５４号
愛知県津島市宮川町１丁目49番地
債務者　藤田　享三
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２８３２号
名古屋市千種区竹越１丁目10番12号　サンパレス香流102号、従前の住所名古屋市守山区大森２丁目303番地
債務者　内田　友子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１６号
三重県伊勢市中村町桜が丘48番地８　小倉荘102号室
債務者　玉田　昌規
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第１８４９号
埼玉県白岡市小久喜110番地１　Ｍシャーメゾン Ａ－202、住民票上の住所埼玉県熊谷市石原883番地２　フレーシアＢ101
債務者　蓮沼　弘樹
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８４０号
埼玉県川越市岸町１丁目25番地53　（増田第２ハイツ303号室）、前住所埼玉県比企郡川島町大字上伊草1527番地17　グリーンヒルズＢ201号室
債務者　坂本　清児
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１４２号
新潟県柏崎市桜木町23番12―202号　桜木ハイツ
債務者　毛利　和宏
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１８４号
新潟県長岡市住吉２丁目10番19号　池田ビル301号室
債務者　大塚　広輝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２２１号
愛知県豊橋市小松町字北郷54番地１　ラプア豊橋小松町、従前の住所愛知県豊橋市舟原町213番地　ラプア豊橋舟原町
債務者　倉持　　努
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２５９号
愛知県豊川市御油町美世賜195番地　アクティブ１いとうや３－Ａ
債務者　大村　直樹
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第３６９号
岡山県倉敷市老松町１丁目１番15号　ミヨシコーポ102、転居前の住所岡山県倉敷市児島元浜町107番地　プレミール児島103号
債務者　松井　輝幸
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係